

### 第（三）巻はしがき

本書，家事事件手続法規逐条解説第（三）巻の解説の範囲は，主として家事調停に関するもので，いわば「家事調停編」です。第（一）巻の「家事審判総論編」，第（二）巻の「家事審判各論編」に続くものです。

家事事件手続法は，第三編「家事調停に関する手続」として，第一章では「総則」を規定し，ここには通則，家事調停の申立て等，家事調停の手続，調停の成立，調停の成立によらない事件の終了，付調停等について規律しています。第二章では「合意に相当する審判」について，第三章では「調停に代わる審判」について，第四章では「不服申立て等」について規律しています。そのほか，第四編「履行の確保」，第五編「罰則」及び附則1条（施行期日）を規定しており，条文上は，これが本書第（三）巻の守備範囲です。

本書では，冒頭に「第（三）巻 序説」として，「家事調停における基本的問題と事件数の推移」を掲げました。まさに基本的問題である調停合意説と調停裁判説の相克の課題のほか，以下の点にも触れました。すなわち，平成23年度における家事事件手続法の改正で家事調停と家事審判との関係について，連続的なものとすべきか，非連続的なものとすべきかという従来からある議論について，重要な問題を提起している点です。従来家事審判法時代の調停事件記録を審判手続でもそのまま引き継ぐという連続的な実務運用を改め，調停手続で用いられた主張や証拠の資料は当然には審判手続には引き継がれず，必ず審判機関における「事実の調査」として採用を決めたものだけを審判の資料に用いることができることにしたという点では，調

停手続の側からは任意性の確保、審判手続の側からは透明性の確保と当事者権の保障の観点から、それぞれ必要な要請であり、形式的なプロセスとして異論はないでしょう。

しかし、この家事調停と家事審判との連続・非連続という問題は、これを実質的に見ればそんなに単純なものではなく、他方では連続的な側面も重視すべきとする要請もあるということも指摘しないわけにはいきません。本書序説の6「調停と審判との関係」の箇所（8頁以下）で指摘したように、家事法別表第二（旧乙類）事件における調停事件の場合には、協議 → 調停 → 審判という時間的、内容的プロセスを経て家事調停における解決内容が形成されていくという観点から見れば、連続説的な思考と運用も必要になってきます。そこにも書きましたように、両要請の調和的運用は可能だと思いますが、いずれにせよ調停と審判との関係に関しては、新たな検討が必要だと思います。

我が国の家事事件手続法で特色があるのは、第二章の「合意に相当する審判」と第三章の「調停に代わる審判」です。筆者は、調停手続を利用したこの二つの審判に格別の関心を抱き、かなり前から特別研究を続けてきたことは、それぞれの章の冒頭に（前提となる諸議論）として筆者の問題意識を提示した際に記載した通りです。ただ前者がまさに人事訴訟の代用・簡易手続として大きな機能を果たしているのに対し、後者の利用は微々たるものに止まっています。民事調停における「調停に代わる決定」がサラ金調停などでは訴訟をしのぐ活躍をしているのに比べて、寂しいものです。調停に代わる審判が、財産分与や子の監護に関する処分など家事法別表第二（旧乙類）にも適用が拡大されたのですから、今後の飛躍の利用が期待されます。

家事調停はADRの一種ですが、民間のそれは弁護士会・司法書士会・行政書士会など士業の分野以外では当面期待できないでしょうから、いろいろ問題があるとしても、家庭裁判所における家事調停の拡大的発展に期待するほかありません。当事者双方が協議と対話を尽くし納得づくで解決に至ることは人間社会の人間社会であるゆえんであり、それ自体価値のあることです。それとともに、そうだとしたら、成立と早期処理を急ぐあまり、時折うわさに聞く合意の強制があったりしたら、そのような家事調停はそれこそ司法の名に値しない非人間社会の産物となりかねません。

本書では、巻末特別編として、離婚調停、親権者指定・変更調停、監護者指定・変更調停、子の引渡請求調停、面会交流調停、婚姻費用・養育費請求調停、及び財産分与・慰謝料調停などについて、具体的な問題点を解説しています。

世の中を広く見渡せばますます複雑化、国際化して、法的社会としての法の役割は増すばかりですが、反面立ち止まって家庭内、親族内あるいは親密圏内に目を向ければ、法の機能には限界があり、協議と話し合い、対話による人間関係調整的解決が強く求められる時代になってきています。今家庭裁判所は曲がり角に来ているようです。戦後の日本国憲法の個人の尊重と家庭の平和を求める理念をもう一度思い起こし、その理念に基づく紛争解決手続として家事調停の理想を追求したいと思います。本書がそのために少しでもお役にたつことができれば幸いです。

本書は、家事調停手続の全プロセスを詳細に分かり易く解説したつもりですので、身近に家事調停を運用される家庭裁判所の裁判官や裁判所書記官、家庭裁判所調査官、家事調停官、家

事調停委員，民事調停委員，参与員，司法委員等の裁判所関係者を初め，弁護士，司法書士，行政書士，税理士等の法律関係の皆さんや広く各種市民相談に当たられている相談員の皆さん等にも参考になる情報や知識・知恵は多いと思います。

本書の刊行に当たっては，株式会社テイハン社長坂巻徹氏及び編集部栗原絵里子氏に大変お世話になりました。ここに記して謝意を表したいと思います。

2019年12月

梶村太市

## 【逐条解説参考文献】

- ① 金子修編著『逐条解説家事事件手続法』（商事法務・2013年）
- ② 金子修編著『一問一答・家事事件手続法』（商事法務・2012年）
- ③ 最高裁判所事務総局家庭局監修『条解家事事件手続規則』（法曹会・2013年）
- ④ 高田裕成・編著『家事事件手続法 理論・解釈・運用』（有斐閣・2014年）
- ⑤ 梶村太市著『[新版] 実務講座家事事件法 家事調停・家事審判・人事訴訟・民事訴訟・強制執行・涉外事件』（日本加除出版・初版2010年，新版2013年）
- ⑥ 梶村太市＝徳田和幸編著『家事事件手続法裁判例集』（有斐閣・2011年）
- ⑦ 梶村太市著『新家事調停の技法 家事法改正論議と家事事件手続法制定を踏まえて』（日本加除出版・2012年）
- ⑧ 梶村太市著『家族法学と家庭裁判所』（日本加除出版・2008年）
- ⑨ 梶村太市＝徳田和幸編著『家事事件手続法 第3版』（有斐閣・2016年）
- ⑩ 佐上善和著『家事事件手続法Ⅰ 家事審判・家事調停』（信山社・2017年）
- ⑪ 佐上善和著『家事事件手続法Ⅱ 別表第1の審判事件』（信山社・2014年）
- ⑫ 東京家事事件研究会編『家事事件・人事訴訟事件の実務～家事事件手続法の趣旨を踏まえて』（法曹会・2015年）
- ⑬ 梶村太市＝石田賢一＝石井久美子編著『家事事件手続書式体系Ⅰ・Ⅱ（第2版）』（青林書院・2018年）
- ⑭ 梶村太市著『第4版 離婚調停ガイドブック 当事者のニーズに応える』（日本加除出版・2013年）

## 【凡例】

旧家審法	家事審判法（昭和 22 年法律第 152 号）
家事法	家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）
旧家審規	家事審判規則（昭和 22 年最高裁判所規則第 15 号）
旧特家審規	特別家事審判規則（昭和 22 年最高裁判所規則第 16 号）
家事規則	家事事件手続規則（平成 24 年最高裁判所規則第 8 号）
人訴法	人事訴訟法（平成 15 年法律第 109 号）
人訴規	人事訴訟法規則（平成 15 年最高裁判所規則第 24 号）
民執法	民事執行法（昭和 54 年 3 月 30 日法律第 4 号）
民訴法	民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）
民訴規則	民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 24 号）
民訴費用法	民事訴訟費用等に関する法律（昭和 46 年法律第 40 号）
民調法	民事調停法（昭和 26 年 6 月 9 日法律第 222 号）
（別表）第一（旧甲類）事件	家事事件手続法 39 条別表第一事件
（別表）第二（旧乙類）事件	家事事件手続法 39 条別表第二事件

## 【判例引用】

大判（決）	大審院判決（決定）
最判（決）	最高裁判所小法廷判決（決定）
最大判（決）	最高裁判所大法廷判決（決定）
家月	家庭裁判月報
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ

## 第(一)巻の主な目次

### 序説 (制定の経緯と家事事件手続法の概要)

- 1 制定の経緯
- 2 家事法の概要
- 3 家事事件処理系統図

### 第一編 総則

#### 第一章 通則

##### 第一章の二 日本の裁判所の管轄権

#### 第二章 管轄

#### 第三章 裁判所職員の除斥・忌避

#### 第四章 当事者能力及び手続行為能力

#### 第五章 手続代理人及び補佐人

#### 第六章 手続費用

##### 第一節 手続費用の負担

##### 第二節 訴訟上の救助

#### 第七章 家事事件の審理等

#### 第八章 電子情報処理組織による申立て等

### 第二編 家事審判に関する手続

#### 第一章 総則

##### 第一節 家事審判の手続

##### 第二節 不服申立て

##### 第三節 再審

##### 第四節 審判前の保全処分

##### 第五節 戸籍の記載等の囑託



## 第(二)巻の主な目次

### 序説 (第(二)巻 家事審判各論編)

- 1 本来的審判事件 (別表第一, 別表第二)
- 2 家事審判事件各論の規定ぶり (第一と第二の混在)
- 3 統計表から見た家事審判事件の推移

### 第二編 家事審判に関する手続 (続)

#### 第二章 家事審判事件 (各則)

- 第一節 成年後見に関する審判事件
- 第二節 保佐に関する審判事件
- 第三節 補助に関する審判事件
- 第四節 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件
- 第五節 失踪の宣告に関する審判事件
- 第六節 婚姻等に関する審判事件
- 第七節 親子に関する審判事件
- 第八節 親権に関する審判事件
- 第九節 未成年後見に関する審判事件
- 第十節 扶養に関する審判事件
- 第十一節 推定相続人の廃除に関する審判事件
- 第十二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件
- 第十三節 遺産の分割に関する審判事件
- 第十四節 相続の承認及び放棄に関する審判事件
- 第十五節 財産分離に関する審判事件
- 第十六節 相続人の不存在に関する審判事件
- 第十七節 遺言に関する審判事件

第十八節 遺留分に関する審判事件

第十八節の二 特別の寄与に関する審判事件

第十九節 任意後見契約法に規定する審判事件

第二十節 戸籍法に規定する審判事件

第二十一節 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件

第二十二節 厚生年金保険法に規定する審判事件


第二十三節 児童福祉法に規定する審判事件

第二十四節 生活保護法等に規定する審判事件

第二十五節 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件

第二十六節 破産法に規定する審判事件

第二十七節 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件

 第(二)巻 卷末特別編

遺産分割審判の進め方と具体的相続分の算定方法

…以下、本書に続く

# 目次

## 序説 第(三)巻 家事調停における 基本的問題と事件数の推移

- 1 30年前の調停合意説の提唱 1
- 2 臨床調停学の提唱 3
- 3 その後30年(戦後70年)の筆者の研究の歩み 5
- 4 臨床調停学の具体化 6
- 5 調停合意説と調停裁判説の克服 7
- 6 調停と審判との関係 8
- 7 家事調停事件受理件数の推移 10

## 第三編 家事調停に関する手続

### 第一章 総則 ..... 17

#### 第一節 通則 ..... 17

##### (一) 調停事項等 17

- 1 家事法244条の趣旨 18
- 2 家事調停の対象事項(家事法244条) 18
- 3 民事調停との関係(民調法1条) 19
- 4 家事調停に関する審判(家事法244条) 20

##### (二) 管轄等 20

- 1 家事法245条の趣旨 21

- 2 原則的な管轄裁判所（家事法 245 条 1 項） 21
- 3 合意管轄の合意の方式（家事法 245 条 2 項） 22
- 4 遺産分割事件及び寄与分事件の調停管轄の特則（家事法 245 条 3 項） 22
- (三) 地方裁判所又は簡易裁判所への移送 23
  - 1 家事法 246 条の趣旨 24
  - 2 家事調停可能事件以外の事件の移送（家事法 246 条 1 項・3 項） 25
  - 3 家事調停可能事件の移送（家事法 246 条 2 項・3 項） 26
  - 4 即時抗告等（家事法 246 条 4 項） 26
  - 5 家事調停事項につき民事調停の申立てがされた場合（民調法 4 条 2 項） 27
- (四) 調停機関 27
  - 1 家事法 247 条の趣旨 27
  - 2 調停裁判所と調停機関（家事法 247 条 1 項本文） 28
  - 3 裁判官のみによる単独調停（家事法 247 条 1 項ただし書） 28
  - 4 当事者の申立てによる委員会調停（家事法 247 条 2 項） 29
- (五) 調停委員会 29
  - 1 家事法 248 条の趣旨 30
  - 2 調停委員会の組織（家事法 248 条 1 項） 30
  - 3 家事調停委員の指定（家事法 248 条 2 項） 31
  - 4 調停委員会の決議（家事法 248 条 3 項） 31
  - 5 評議の秘密（家事法 248 条 4 項） 32
- (六) 家事調停委員 32
  - 1 家事法 249 条の趣旨 32

2	家事調停委員の地位・任免（家事法 249 条 1 項）	32
3	手当て，旅費・日当等（家事法 249 条 2 項）	33
(七)	家事調停官の任命等	33
1	家事法 250 条の趣旨	34
2	家事調停官の任命（家事法 250 条 1 項）	34
3	家事調停官の職務及び任期 （家事法 250 条 2 項・3 項）	35
4	非常勤であること（家事法 250 条 4 項）	35
5	身分保障等（家事法 250 条 5 項）	35
6	最高裁判所規則への委任（家事法 250 条 6 項）	36
(八)	家事調停官の権限等	36
1	家事法 251 条の趣旨	37
2	調停裁判所による家事審判官の指定 （家事法 251 条 1 項）	37
3	家事調停官の権限（家事法 251 条 2 項）	37
4	家事調停官の独立（家事法 251 条 3 項）	39
5	裁判所書記官等に対する命令権限 （家事法 251 条 4 項）	39
6	家事調停官の手当て等（家事法 251 条 5 項）	39
(九)	手続行為能力	39
1	家事法 252 条の趣旨	41
2	手続行為能力の特則等（家事法 252 条 1 項）	41
3	調停合意等の特則（家事法 252 条 2 項）	46
(十)	調書の作成	47
1	家事法 253 条の趣旨	48
2	調書作成の原則（家事法 253 条）	48
3	期日調書等に関する手続規定（家事規則 126 条）	49

(十一) 記録の閲覧等	49
1 家事法 254 条の趣旨	51
2 記録の閲覧等の許可 (家事法 254 条 1 項～3 項)	51
3 当事者の裁判書・調書正本の交付請求権 (家事法 254 条 4 項)	52
4 記録の保存・執務に支障がある場合の例外 (家事法 254 条 5 項)	52
5 合意に相当する審判の手續における記録閲覧等の特則 (家事法 254 条 6 項)	53
<b>第二節 家事調停の申立て等</b> .....	<b>53</b>
(一) 家事調停の申立て	54
1 家事法 255 条の趣旨	54
2 書面による申立ての必要 (家事法 255 条 1 項)	55
3 家事調停申立書の必要事項 (家事法 255 条 2 項)	55
4 申立書の不適法却下と即時抗告 (家事法 255 条 3 項)	58
5 家事審判の申立てに関する規律の準用 (家事法 255 条 4 項)	59
6 家事規則の準用 (家事規則 127 条)	59
(二) 調停事件の申立書の写しの送付	59
1 家事法 256 条の趣旨	60
2 家事調停申立書の写しの原則的送付 (家事法 256 条 1 項)	60
3 申立書の送付等ができない場合 (家事法 256 条 2 項)	61
(三) 調停前置主義	62
1 家事法 257 条の趣旨	62
2 調停前置主義 (家事法 257 条 1 項)	63

3	調停未経由訴訟事件の必要的付調停 (家事法 257 条 2 項)	64
4	付調停の場合の家事調停処理裁判所 (家事法 257 条 3 項)	65
5	調停前置主義違反の判決の効力 (人訴法 24 条)	66
第三節 家事調停の手続 .....		67
(一)	家事審判手続の規定の準用	67
1	家事法 258 条の趣旨	68
2	当事者参加 (家事法 41 条の準用)	69
3	利害関係参加 (家事法 42 条の準用)	70
4	手続からの排除 (家事法 43 条の準用)	71
5	受継 (家事法 44 条の準用)	72
6	手続期日の準用 (家事法 51~55 条の準用)	73
7	事実の調査, 証拠調べその他の諸規定 (家事法 56~62 条, 64 条の準用)	76
8	子の意思の把握等 (家事法 65 条の準用)	81
9	家事調停に関する審判	82
10	家事調停に関する審判以外の裁判 (家事法 81 条の準用)	86
(二)	調停委員会が行う家事調停の手続の指揮	86
1	家事法 259 条の趣旨	87
2	調停委員会を組織する裁判官	87
3	家事調停の手続の指揮	87
(三)	調停委員会の権限	87
1	家事法 260 条の趣旨	88
2	調停委員会の権限 (家事法 260 条 1 項)	89
3	調停委員会を組織する裁判官の権限	

- (家事法 260 条 2 項) 90
- (四) 調停委員会を組織する裁判官の事実の調査と  
証拠調べ等 91
- 1 家事法 261 条の趣旨 91
  - 2 裁判官による事実の調査・証拠調べ  
(家事法 261 条 1 項) 91
  - 3 家庭裁判所調査官の事実の調査及び医務室技官の診断  
(家事法 261 条 2 項・3 項) 92
  - 4 裁判所書記官による事実の調査 (家事法 261 条 4 項) 92
  - 5 家庭裁判所調査官による調整権限  
(家事法 261 条 5 項) 93
- (五) 家事調停委員による事実の調査 94
- 1 家事法 262 条の趣旨 94
  - 2 家事調停委員による事実の調査 (家事法 262 条本文) 94
  - 3 家庭裁判所調査官による調査との関係  
(家事法 262 条ただし書) 94
- (六) 意見の聴取の囑託 95
- 1 家事法 263 条の趣旨 95
  - 2 他の裁判所への意見の聴取の囑託  
(家事法 263 条 1 項) 95
  - 3 家事調停委員による意見の聴取 (家事法 263 条 2 項) 96
- (七) 家事調停委員の専門的意見の聴取 96
- 1 家事法 264 条の趣旨 97
  - 2 専門的知識経験を有する調停委員の活用  
(家事法 264 条 1 項) 97
  - 3 意見を聴取する家事調停委員の指定  
(家事法 264 条 2 項) 98



4	意見聴取の方法	99
(八)	調停の場所	99
1	家事法 265 条の趣旨	99
2	裁判所外での現地調停（家事法 265 条）	100
(九)	調停前の処分	100
1	家事法 266 条の趣旨	101
2	調停前の処分の要件（家事法 266 条 1 項・2 項）	102
3	調停前の処分の効力（家事法 266 条 3 項・4 項）	104
4	法律上の制裁の告知（家事規則 129 条）	105
(十)	裁判官のみで行う家事調停の手続	105
1	家事法 267 条の趣旨	105
2	裁判所書記官による事実の調査 （家事法 267 条 1 項）	105
3	調停委員会における調停の規律の準用 （家事法 267 条 2 項）	106
<b>第四節</b>	<b>調停の成立</b> .....	<b>106</b>
(一)	調停の成立及び効力	106
1	家事法 268 条の趣旨	107
2	当事者間の合意の成立と調停成立の要件 （家事法 268 条 1 項前段）	107
3	成立した家事調停（調書）の効力 （家事法 268 条 1 項後段）	109
4	調停の一部成立（家事法 268 条 2 項）	110
5	離婚又は離縁の調停の効力（家事法 268 条 3 項）	111
6	合意に相当する審判と合意の成立 （家事法 268 条 4 項）	111
7	調停の成立と不服申立て（無規定）	111

- (二) 調停調書の更正決定 112
  - 1 家事法 269 条の趣旨 112
  - 2 調停調書の更正決定の要件（家事法 269 条 1 項） 112
  - 3 裁判書の作成（家事法 269 条 2 項） 112
  - 4 更正決定に対する即時抗告（家事法 269 条 3 項） 113
  - 5 更正決定の申立ての却下決定に対する即時抗告（家事法 269 条 4 項） 113
- (三) 調停条項案の書面による受諾 113
  - 1 家事法 270 条の趣旨 114
  - 2 調停条項案の書面による受託の要件（家事法 270 条 1 項） 114
  - 3 離婚又は離縁についての調停事件の例外（家事法 270 条 2 項） 115

## 第五節 調停によらない事件の終了 .....115

- (一) 調停をしない場合の事件の終了 115
  - 1 家事法 271 条の趣旨 116
  - 2 調停をしないものとするができる場合（家事法 271 条 1 項） 116
  - 3 不熱心な当事者の手続追行への対応（無規定） 117
  - 4 家事調停事件の終了（家事法 271 条 1 項） 117
  - 5 審判手続への移行（無規定） 117
  - 6 当事者等への通知（家事規則 132 条） 118
- (二) 調停の不成立の場合の事件の終了 118
  - 1 家事法 272 条の趣旨 118
  - 2 調停不成立と家事調停事件の終了の要件等（家事法 272 条 1 項） 119
  - 3 家事調停事件が終了した旨の通知

(家事法 272 条 2 項)	121
4  訴え提起の原則 (家事法 272 条 3 項)	122
5  家事審判の申立ての擬制 (家事法 272 条 4 項)	123
(三) 調停の申立ての取下げ	127
1  家事法 273 条の趣旨	127
2  取り下げることのできる時的限界 (家事法 273 条 1 項)	127
3  家事調停申立ての取下げ及び効果 (家事法 273 条 2 項)	128
<b>第六節 付調停等</b> .....	129
(一) 付調停	129
1  家事法 274 条の趣旨	130
2  付調停の対象事件・時期等 (家事法 274 条 1 項)	130
3  付調停の場合の家事調停事件を処理する裁判所 (家事法 274 条 2 項)	133
4  自庁調停 (家事法 274 条 3 項)	134
5  自庁調停の場合の調停機関等 (家事法 274 条 4 項)	135
6  高等裁判所で自庁調停を行う場合の家事調停の手続 (家事法 274 条 5 項)	137
(二) 訴訟手続及び家事審判の手続の中止	139
1  家事法 275 条の趣旨	139
2  訴訟手続の中止 (家事法 275 条 1 項)	140
3  家事審判手続の中止 (家事法 275 条 2 項)	140
(三) 訴えの取下げの擬制等	141
1  家事法 276 条の趣旨	141
2  調停の成立等による訴え取下げの擬制 (家事法 276 条 1 項)	142

- 3 調停の成立等による家事審判事件の終了  
(家事法 276 条 2 項) 142
- 4 調停の不成立等による本案事件の再開と中止決定の失効  
(家事法 276 条 1 項・2 項) 142

## 第二章 合意に相当する審判 ..... 143

- (一) 合意に相当する審判の対象及び要件 146
  - 1 家事法 277 条の趣旨 147
  - 2 合意に相当する審判の対象 (家事法 277 条 1 項) 148
  - 3 合意に相当する審判の当事者 (家事法 277 条 1 項) 149
  - 4 合意に相当する審判の要件 (家事法 277 条 1 項) 150
  - 5 合意成立の方法の限定 (家事法 277 条 2 項) 155
  - 6 調停委員会で行われる場合の特則  
(家事法 277 条 3 項) 155
  - 7 成立した合意を正当と認めない場合の手続  
(家事法 277 条 4 項, 272 条) 156
  - 8 合意に相当する審判の方式等 (家事法 261 条) 157
  - 9 審判の確定の通知 (家事規則 134 条) 157
- (二) 申立ての取下げの制限 157
  - 1 家事法 278 条の趣旨 157
  - 2 申立ての取下げの制限 (家事法 278 条) 157
- (三) 異議の申立て 158
  - 1 家事法 279 条の趣旨 159
  - 2 異議の申立ての要件 (家事法 279 条 1 項) 160
  - 3 異議の申立期間 (家事法 279 条 2 項) 162
  - 4 異議申立期間の起算点 (家事法 279 条 3 項) 162
  - 5 異議申立権の放棄 (家事法 279 条 4 項) 163

- 6 異議申立ての方式（家事規則 135 条） 164
- (四) 異議の申立てに対する審判等 164
  - 1 家事法 280 条の趣旨 164
  - 2 異議申立ての却下（家事法 280 条 1 項） 165
  - 3 却下審判に対する即時抗告（家事法 280 条 2 項） 165
  - 4 合意に相当する審判の取消し（家事法 280 条 3 項） 166
  - 5 異議申立てによる審判の失効と当事者への通知（家事法 280 条 4 項） 167
  - 6 審判の失効による訴え提起と訴え提起時の擬制（家事法 280 条 5 項） 167
- (五) 合意に相当する審判の効力 168
  - 1 家事法 281 条の趣旨 168
  - 2 合意に相当する審判が確定する場合（家事法 281 条前段） 168
  - 3 確定した合意に相当する審判の効力（家事法 281 条後段） 168
- (六) 婚姻の取消しの合意に相当する審判の特則 169
  - 1 家事法 282 条の趣旨 169
  - 2 婚姻取消しの合意に相当する審判と親権者の指定（家事法 282 条 1 項） 170
  - 3 合意に基づく子の親権者の指定（家事法 282 条 2 項） 172
  - 4 付随事項の一括審判の可否（家事法 282 条 1 項・2 項） 172
- (七) 申立人死亡による事件終了の場合の特則 174
  - 1 家事法 283 条の趣旨 174
  - 2 嫡出否認の訴えにおける問題点（民 777 条） 174

- 3 申立人死亡による事件終了の場合の訴え提起時の擬制  
(家事法 283 条) 176

### 第三章 調停に代わる審判 ..... 177

- (一) 調停に代わる審判の対象と要件 181
  - 1 家事法 284 条の趣旨 182
  - 2 調停に代わる審判の対象 (家事法 284 条 1 項) 182
  - 3 調停委員会における家事調停委員の意見の聴取  
(家事法 284 条 2 項) 187
  - 4 調停に代わる審判の方式等 188
  - 5 調停に代わる審判における給付条項  
(家事法 284 条 3 項) 189
- (二) 調停に代わる審判の特則 189
  - 1 家事法 285 条の趣旨 189
  - 2 家事調停の申立ての取下げ (家事法 285 条 1 項) 190
  - 3 審判の告知と告知不能の場合の審判の取消し  
(家事法 285 条 2 項・3 項) 191
- (三) 異議の申立て等 191
  - 1 家事法 286 条の趣旨 193
  - 2 異議申立ての要件 (家事法 286 条 1 項) 193
  - 3 異議申立ての手続等 (家事法 286 条 2 項) 195
  - 4 異議申立ての却下 (家事法 286 条 3 項) 195
  - 5 即時抗告 (家事法 286 条 4 項) 196
  - 6 異議申立てと調停に代わる審判の効力  
(家事法 286 条 5 項) 196
  - 7 訴え提起の擬制 (家事法 286 条 6 項) 196
  - 8 審判手続への移行 (家事法 286 条 7 項) 197

9	調停に代わる審判に服する旨の共同の申し出 (家事法 286 条 8 項～10 項)	197
(四)	調停に代わる審判の効力	199
1	家事法 287 条の趣旨	200
2	調停に代わる審判の効力 (家事法 287 条)	200
<b>第四章 不服申立て等</b> .....		202
1	家事法 288 条の趣旨	202
2	不服申立てと再審	202

## **第四編 履行の確保**

(一)	義務の履行状況の調査及び履行勧告	207
1	家事法 289 条の趣旨	209
2	履行状況調査・履行勧告の対象と管轄裁判所 (家事法 289 条 1 項)	209
3	他の家庭裁判所への調査・勧告の嘱託 (家事法 289 条 2 項)	210
4	家庭裁判所調査官による調査・勧告 (家事法 289 条 3 項)	211
5	環境調整及び調査嘱託 (家事法 289 条 4 項・5 項)	212
6	記録の閲覧・謄写 (家事法 289 条 6 項)	213
7	他手続における義務履行等への準用 (家事法 289 条 7 項)	213
8	嘱託・記録閲覧等事務の担当者 (家事規則 139 条)	213
(二)	履行命令	214
1	家事法 290 条の趣旨	215

- 2 履行命令の対象及び管轄裁判所  
(家事法 290 条 1 項) 215
- 3 義務者の陳述の聴取 (家事法 290 条 2 項) 218
- 4 履行命令等に対する不服申立規定の不存在 218
- 5 他手続における義務履行等への準用  
(家事法 290 条 3 項) 219
- 6 審判手続の準用 (家事法 290 条 4 項) 219
- 7 義務違反に対する過料の制裁 (家事法 290 条 5 項) 219

## 第五編 罰則

- (一) 過料の裁判の執行等 221
  - 1 家事法 291 条の趣旨 221
  - 2 新法における過料の裁判の位置づけ 221
  - 3 過料の裁判の執行 (家事法 291 条 1 項) 222
  - 4 新非訟事件法第五編の準用 (家事法 291 条 2 項) 223
- (二) 人の秘密を漏らす罪 223
  - 1 家事法 292 条の趣旨 224
  - 2 人の秘密を漏らす罪 224
- (三) 評議の秘密を漏らす罪 224
  - 1 家事法 293 条の趣旨 225
  - 2 評議の秘密を漏らす罪 225



## 第(三)巻 巻末特別編

- 一 離婚調停のポイント ..... 227
- (はじめに) 227
- 1 夫婦関係調整の調停の申立て 228
    - (1) 離婚調停と夫婦関係調整調停(書式例) 228
    - (2) 調停事件の個数(調停物) 229
    - (3) 離婚と関連紛争との同時解決の原則 230
    - (4) 離婚と関連紛争との例外的異時的解決 231
    - (5) 管轄裁判所と調停前置主義 232
    - (6) 申立書の記載事項 232
    - (7) 調停前置主義 233
  - 2 実質的調停手続の進行 234
    - (1) 実質的調停の始まり 234
    - (2) 別席調停と同席調停 234
    - (3) 別席調停の問題点 235
    - (4) 同席調停の手法 236
    - (5) 事情聴取と対話(説得) 237
    - (6) 事情聴取の技法 238
    - (7) 説得(対話)の技法 238
    - (8) 過去の調停に対する批判 239
  - 3 離婚請求権の存否に関する調停活動 240
    - (1) 離婚の意思は本人次第 240
    - (2) 離婚請求権の存否(離婚原因)に関する民法の規定 241
    - (3) 有責配偶者の離婚請求拒否の法理 242

- (4) 有責配偶者離婚請求拒否の法理の修正 243
- (5) 離婚調停での説得の仕方 245
- 4 調停の成立と不成立 245
  - (1) 離婚調停での解決とは何か 245
  - (2) 成立率にこだわるな 246
  - (3) 調停の代わる審判を活用しよう 246
- 5 離婚調停の効用 248
  - (おわりに) 249

## 二 親権・監護権請求の調停の諸類と書式例 …………… 250

- 1 諸類型 250
  - (1) 親権者指定・変更調停 250
  - (2) 監護者指定・変更調停 251
  - (3) 子の引渡請求調停 251
  - (4) 面会交流調停 251
  - (5) 生活費調停（離婚後の養育費，離婚前の婚姻費用分担請求） 252
- 2 書式例 253

## 三 親権者指定・変更調停のポイント …………… 254

- 1 親権者指定の各場合 254
  - (1) 民法 819 条 5 項の規定 254
  - (2) 協議離婚の場合 254
  - (3) 調停離婚の場合 255
  - (4) 判決離婚の場合 255
- 2 親権者変更の場合 256
- 3 親権者指定・変更の判断基準 256

- (1) 指定の場合と変更の場合の違い 256
- (2) 指定と変更に通じた判断基準 257
- (3) 親権者指定・変更基準の諸原則 257

#### 四 監護者指定・変更調停のポイント ..... 259

- 1 監護者制度の意義と目的——親権者との関係 259
- 2 子の監護に関する処分としての監護者指定・変更 260
- 3 子の監護者の指定・変更調停の進め方 261

#### 五 子の引渡請求の調停のポイント ..... 262

- 1 子の監護に関する処分としての子の引渡請求の調停 262
  - (1) 子の監護に関する処分の一類型 262
  - (2) 付随的処分としての子の引渡し 262
- 2 子の引渡請求の諸手続と裁判管轄 263
  - (1) 訴訟・人身保護請求との関係 263
  - (2) いわゆる可部判決のポイント 263
  - (3) 子の引渡請求審判の守備範囲 265
  - (4) 第三者に対する引渡請求 265
- 3 子の引渡請求の判断基準 265
- 4 審判前の保全処分 266
  - (1) 親権者指定・変更の審判を本案とする  
子の引渡し保全処分 266
  - (2) 子の監護に関する処分審判を本案とする保全処分 266
- 5 子の引渡強制執行との関係 267
  - (1) 間接強制 267
  - (2) 直接強制 267
  - (3) 人身保護請求 268

## 六 面会交流調停のポイント ..... 269

(はじめに) 269

- 1 面会交流調停の根拠規定 269
- 2 面会交流の実体的権利性の否定と手続的申立権 270
  - (1) 本質的非訟事件 270
  - (2) 手続的権利説  
(適正協議請求権, 調停審判申立権) 271
- 3 比較基準説→原則的实施論→比較基準説? 272
  - (1) 比較基準説 272
  - (2) 面会交流原則实施論の台頭と定着? 273
  - (3) 原則的实施論の後退と比較基準説の再興 274
  - (4) 原則的实施論への反省と比較基準説への回帰 275
- 4 面会交流調停のポイント 277
  - (1) 申立ては具体的に理由をつけて 277
  - (2) 当事者と裁判所との役割分担 277
  - (3) 協議に代わる処分 278
  - (4) 調停と審判との関係 279
  - (5) 合意は強制すべきではない 281
  - (6) 試行面接は子どもに対する侮辱では 282
  - (7) 第三者機関の支援の問題 282
- 5 子の最善の利益にかなうかどうかの判断基準 283

## 七 生活費(婚姻費用・養育費)請求調停のポイント .... 287

(はじめに) 287

- 1 生活費算定の始期と終期 288
- 2 生活費分担額の算定基準 289

3	約定養育費の取立手続	290
4	生活費の取立方法	291
	(1) 審判前の保全処分	291
	(2) 履行勧告・履行命令	291
	(3) 直接強制	291
	(4) 間接強制	292
八	財産分与・慰謝料調停のポイント	294
	(はじめに)	294
1	財産分与の三要素	296
	(1) 三要素の中身	296
	(2) 清算的要素	296
	(3) 扶養的要素	297
	(4) 慰謝料的要素	299
	(5) 財産分与と慰謝料との関係	300
2	財産分与の算定基準額	303
	(1) 最近の司法統計から	303
	(2) 清算的財産分与額に関する裁判例	304
	(3) 扶養的財産分与額に関する裁判例	306
	(4) 慰謝料的財産分与額に関する裁判例	306
3	書式例	308